

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について（平成28年6月23日施行）

ダンスをさせる営業に係る規制の見直しや特定遊興飲食店営業の規定の整備を主な内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の一部改正に伴い、ゲームセンター等（風俗営業所。以下同じ。）への午後6時から午後10時前の時間における年少者（16歳未満の者）の立ち入らせについて保護者の同伴を求めなければならないことや、新たに導入された特定遊興飲食店営業の規制事項を定めることなどを主な内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（以下「条例」といいます。）」が公布されました。

改正内容は下記のとおりです。

### 1 風俗営業の営業時間の特例（改正後の条例第4条関係）

風俗営業の営業時間の特例について定めた条例第4条の特例の内容をより明確にするため表記が改められる改正が行われたものです。

### 2 風俗営業の営業時間の制限（改正後の条例第5条関係）

改正前の風営法では「第7号営業」と規定していたぱちんこ営業を、風営法の改正に伴いぱちんこ営業が「第4号営業」と規定されたことや風俗営業の営業時間の基準が「日出時」から「午前6時」に改められたことにより、条例の規定を改める改正が行われたものです。

### 3 特定遊興飲食店営業の騒音及び振動の規制（改正後の条例第6条関係）

特定遊興飲食店営業の深夜の営業所に係る騒音及び振動を規制する数値を風俗営業同様に定めるとともに、法及び施行令において「日出時」「日没時」が「午前6時」「午後6時」に改められたことにより、同様に規定する改正が行われたものです。

※ 「日出時」を「午前6時」、「日没時」を「午後6時」に改める。

### 4 風俗営業者の遵守事項について（改正後の条例第7条第3項関係）

#### (1) 改正前

改正前の風営法（第22条）は、風俗営業者の禁止事項として18歳未満の年少者の立入制限に係る年齢及び時間を条例で定めることとされていたので、条例では、16歳未満の者（小・中学生）を午後6時以降に立ち入らせることを禁止していました（改正前の条例第8条）。

#### (2) 改正風営法による変更点

改正風営法により、午後10時前の時間におけるゲームセンター等への年少者を立ち入らせることについて禁止事項（罰則規定を含む。）とせず、都道府県の条例により、保護者の同伴を求めること等の制限を定めることができるようになりました。

#### (3) 改正条例

保護者同伴であれば、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれが低いと考えられることから、午後6時後午後10時前の時間に、16歳未満の者をゲームセンター等に立ち入らせることについて、一律に禁止せず、保護者が同伴する16歳未満の者に限り、ゲームセンター等の客として立ち入らせる時刻については午後10時前の時間まで容認するよう改正が行われたものです。

※ゲームセンター等への年少者の立ち入らせの制限（午後6時から午後10時前）に関

する規定の見直し

【改正前】16歳未満の者は一律に立ち入らせを禁止（風営法に罰則規定あり）

【改正後】16歳未満の者（保護者同伴を除く）の立ち入らせを容認する。

## 5 特定遊興飲食店営業者の遵守事項について（改正後の条例第7条第4条関係）

風俗営業者の遵守事項について定めている条例第7条の規定に特定遊興飲食店営業者の遵守事項を追加する改正が行われたものです。

なお、特定遊興飲食店営業者も風俗営業者同様、これらの遵守事項に従業者等に遵守させなければなりません。

### ※特定遊興飲食店営業の遵守事項

- ・営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- ・客の求めない飲食物を提供しないこと
- ・営業中は、営業所の出入口や客室に施錠をし、又はさせないこと。
- ・営業所で店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。
- ・著しく射幸心をそそるおそれのある方法での営業しないこと。
- ・午後6時から午後10時前の時間において18歳未満の者（保護者が同伴する者を除く。）を営業所に客として立ち入らせないこと。

### ※特定遊興飲食店営業

特定遊興飲食店営業とは、深夜に、設備を設けて客に酒類を提供してダンスなどの遊興（代表的なものとしては、ディスコ、ライブハウス、ショーパブなど）を行う営業をいいます。

特定遊興飲食店に該当するか確認する場合は、下記を御覧ください。

[特定遊興飲食店のセルフチェック（警察庁ホームページ）](#)

### ※特定遊興飲食店営業の主な規制

- ・公安委員会の許可を受けなければ営業できないこと。
- ・欠格事由を設け、不適格者等を排除すること。
- ・条例により営業可能な地域を限定すること。
- ・条例により地域を定めて営業時間を制限すること。（ホテル等適合施設内営業を除く。）
- ・18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限すること。
- ・条例で定める一定の照度や数値以上の騒音又は振動が生じないように、その深夜における営業を営まなければならないこと。
- ・営業所周辺における客の迷惑行為を防止すること。
- ・苦情処理に関する帳簿を備付けなければならないこと。
- ・風俗環境保全協議会の設置に努めること。

## 6 その他（改正後の条例第8条、第11条、第16条、第20条関係）

法改正に伴い、規定の必要がなくなった条（第8条）の削除及び基準となる時間が「日出時」から「午前6時」に替わったことに伴う改正が行われたものです。

**条文はこちらを御覧ください。**

[○ 条例の改め文](#)

[○ 条例の新旧対照表](#)

[○ 改正後の条例](#)

[このページの上に戻る](#)

和歌山県警察 Wakayama Prefectural Police  
〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1  
Tel : 073-423-0110  
Copyright c Wakayama Prefectural Police